

鳥取県就職氷河期世代活躍支援補助金の 事務手続きについて

1. 求人企業から鳥取県立ハローワーク等へ一般求人の申し込み、
又は就職氷河期世代の一般トライアル求人の申し込み

2. 県立ハローワーク等から就職氷河期世代の求職者を紹介

○県立ハローワーク等から求職者が国の助成金（一般トライアルコース、就職氷河期世代安定雇用実現コース）の助成金対象労働者である場合は、その旨の説明があります。

3. 書類選考・面接等の実施、応募者の採用を決定

○県立ハローワーク等から国の助成金の支給手続きに必要な書類が交付されますので（雇用した日から1か月以内）、速やかに国ハローワークへ提出してください。

4. 対象労働者を雇用

○国の助成金申請までに、一般トライアルコースは原則3か月、就職氷河期世代安定雇用実現コースは約6か月の雇用期間が必要です。

5. 国助成金の支給申請手続き

○4の雇用期間が経過してから2か月以内に、国ハローワークで助成金の支給申請を行います。

6. 県補助金の交付申請手続き

○国の助成金の支給決定があつてから30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課へ補助金交付申請書を提出してください。

7. 県補助金の交付決定・補助金のお支払い

○補助金の交付申請をもって補助金の額の確定を行いますので、事業実績報告書の提出は必要ありません。

書類提出・問合せ先

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課

〒680-8570 鳥取市東町1-220 本庁舎7階

電話：0857-26-7536 ファクシミリ：0857-26-8169

電子メール：koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.tottori.lg.jp/koyouseisaku/